

愛知県最低賃金は

令和2年10月1日から

改定前の時間額926円

時間額

927円



に改定されます。

①愛知県最低賃金は、愛知県下の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

②使用者は、適用される最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

③最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

④賃金が時間給以外で定められている場合(月給・日給等)、賃金を1時間当たりの金額に換算して愛知県最低賃金額と比較します。

⑤最低賃金の減額の特例許可を受けている労働者がいる場合には、支払っている賃金額を改正する必要があります。

•常用・臨時・派遣・パート・アルバイト等の就労形態は問いません。また、労働者であれば年金受給者などであっても適用されます。(派遣労働者については、派遣先の地域(特定)最低賃金が適用されます。)

•なお、特定の産業の事業場で働く労働者については、「愛知県最低賃金」ではなく「特定(産業別)最低賃金」が適用される場合がありますのでご注意ください。

•最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

•具体的には、支払賃金額から、
① 臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
③ 時間外労働・休日労働に対する賃金
④ 深夜労働に対する割増賃金
⑤ 精勤手当、通勤手当及び家族手当
を除いた賃金額が、最低賃金額以上でなければなりません。

•精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者、断続的労働に従事する者等は、最低賃金の減額の特例許可制度があります。この許可を受けている場合には、賃金額を改正後の最低賃金額に許可書記載の減額率を乗じて得た金額を改正後の最低賃金額から控除した金額以上にする必要があります。

支払賃金額を確かめ、最低賃金額を下回ることのないようご注意ください。

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。



最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>

WEBで確認!

最低賃金制度

検索

愛知労働局・労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)



事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行った場合に、
その費用の一部を助成します。

- ◆ 業務改善助成金の申請・支給の窓口は、

愛知労働局雇用環境・均等部 企画課(助成金担当)へ 電話 052-857-0313

「業務改善助成金」のご案内

～令和2年度(申請期限:令和3年1月29日)

[愛知県版]

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

○活用事例はHPをご覧ください！



生産性向上の事例集 厚生労働省

検索

コースの内容

愛知県内の事業場

コース区分	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース (引上げ額30円以上)	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	3/4 生産性要件を満たした場合は (※) 4/5
	2~3人	50万円		
	4~6人	70万円		
	7人以上	100万円		
60円コース (引上げ額60円以上)	1人	60万円		
	2~3人	90万円		
	4~6人	150万円		
	7人以上	230万円		
90円コース (引上げ額90円以上)	1人	90万円		
	2~3人	150万円		
	4~6人	270万円		
	7人以上	450万円		

予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に加算して支給されます。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
愛知労働局 企画課 に提出

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

お問い合わせ先

- ◆ 「愛知働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 名古屋市千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階(タスクール内) 電話0120-006-802



申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課（助成金担当） 電話052-857-0313



厚生労働省・愛知労働局

令和2年5月12日作成